6　平成二十三年度分として各市町村に対して交付すべき児童手当及び子ども手当特例交付金の額は、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　調整対象市町村　調整対象市町村児童手当及び子ども手当特例交付金総額を総務省令で定めるところにより各調整対象市町村の子ども手当負担対象の子どもの数で按分した額に、平成十八年児童手当法等改正法に係る調整対象市町村平成二十二年度交付総額を総務省令で定めるところにより各調整対象市町村の児童手当対象児童の数で按分した額及び平成十九年児童手当法改正法に係る調整対象市町村平成二十二年度交付総額を総務省令で定めるところにより各調整対象市町村の児童手当上対象児童数で按分した額の合算額を加算した額

二　調整対象外市町村　調整対象外市町村児童手当及び子ども手当特例交付金総額を総務省令で定めるところにより各調整対象外市町村の子ども手当負担対象の子どもの数で按分した額

7　前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　調整対象市町村　総務省令で定める期間における地方交付税法第十四条の規定により算定した基準財政収入額を同法第十一条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値が総務省令で定める基準を超える市町村及び都が第三項第一号に規定する調整対象都道府県である場合の特別区

二　調整対象外市町村　調整対象市町村以外の市町村

三　子ども手当負担対象の子どもの数　平成二十二年子ども手当支給法第三条第一項に規定する子ども及び平成二十三年子ども手当支給法第三条第一項に規定する子どものうち子ども手当の支給に伴う地方公共団体の負担の増大に係るものの数として総務省令で定めるところにより算定した数（第六号において同じ。）

四　児童手当対象児童の数　児童手当法附則第七条第一項第一号に規定する小学校修了前特例給付支給要件児童（平成十八年児童手当法等改正法第一条による改正前の児童手当法附則第七条第一項第一号に規定する小学校第三学年修了前特例給付支給要件児童を除く。）で総務省令で定めるものの数

五　児童手当引上対象児童数　三歳に満たない児童のうち平成十九年児童手当法改正法による児童手当の額の引上げに係るものの数として総務省令で定めるところにより算定した数

六　調整対象市町村児童手当及び子ども手当特例交付金総額　市町村児童手当及び子ども手当特例交付金総額に、調整対象市町村の子ども手当負担対象の子どもの数の総数の市町村の子ども手当負担対象の子どもの数の総数に占める割合を乗じて得た額

七　平成十八年児童手当法等改正法に係る調整対象市町村平成二十二年度交付総額　平成二十二年度において、旧法第三条第四項に規定する市町村児童手当及び子ども手当特例交付金総額から同条第五項に規定する平成十九年児童手当法改正法に係る市町村加算総額及び同項に規定する平成二十二年子ども手当支給法に係る市町村加算総額の合算額を控除した額のうち、調整対象市町村に交付された額

八　平成十九年児童手当法改正法に係る調整対象市町村平成二十二年度交付総額　平成二十二年度において、旧法第三条第五項に規定する平成十九年児童手当法改正法に係る市町村加算総額のうち、調整対象市町村に交付された額

九　調整対象外市町村児童手当及び子ども手当特例交付金総額　市町村児童手当及び子ども手当特例交付金総額から前三号に掲げる額の合算額を控除して得た額

第四条の見出しを「（減収補**塡**特例交付金の額）」に改め、同条第一項中「減収補てん特例交付金の」を「減収補**塡**特例交付金の」に、「減収補てん特例交付金総額」を「減収補**塡**特例交付金総額」に改め、同条第二項中「減収補てん特例交付金の」を「減収補**塡**特例交付金の」に、「減収補てん特例交付金総額」を「、減収補**塡**特例交付金総額」に、「都道府県減収補てん特例交付金総額」を「都道府県減収補**塡**特例交付金総額」に改め、同条第三項中「減収補てん特例交付金の」を「減収補**塡**特例交付金の」に、「都道府県減収補てん特例交付金総額」を「都道府県減収補**塡**特例交付金総額」に、「あん分した」を「按分した」に改め、同条第四項中「減収補てん特例交付金の」を「減収補**塡**特例交付金の」に、「、減収補てん特例交付金総額」を「、減収補**塡**特例交付金総額」に、「市町村減収補てん特例交付金総額」を「市町村減収補**塡**特例交付金総額」に、「あん分した」を「按分した」に改める。

第六条第一項の表四月の項中「児童手当及び子ども手当特例交付金の額に当該年度の児童手当及び子ども手当特例交付金の総額の前年度の児童手当及び子ども手当特例交付金の総額に対する割合を乗じて得た額及び前年度の当該地方公共団体に対する減収補**塡**特例交付金の額に都道府県にあっては当該年度の第四条第二項に規定する都道府県減収補**塡**特例交付金総額の前年度の同項に規定する都道府県減収補**塡**特例交付金総額に対する割合を、市町村にあっては当該年度の同条第四項に規定する市町村減収補**塡**特例交付金総額に対する割合を乗じて得た額の合算額」と、平成二十四年度にあっては「減収補**塡**特例交付金の額に都道府県にあっては当該年度の第四条第二項に規定する都道府県減収**塡**特例交付金総額の前年度の同項に規定する都道府県減収**塡**特例交付金総額に対する割合を、市町村にあっては当該年度の同条第四項に規定する市町村減収**塡**特例交付金総額の前年度の同項に規定する市町村減収**塡**特例交付金総額に対する割合を乗じて得た額」とする。

第六条第五項中「減収補てん特例交付金」を「減収補**塡**特例交付金」に改める。

第九条第一項中「（昭和二十五年法律第二百十一号）」を削り、「児童手当及び子ども手当特例交付金の額、当該道府県の同項に規定する減収補てん特例交付金」を「減収補**塡**特例交付金」に、「児童手当及び子ども手当特例交付金の額、当該市町村の同項に規定する減収補てん特例交付金」を「減収補**塡**特例交付金」に、「児童手当及び子ども手当特例交付金の額、当該指定市の同項に規定する減収補てん特例交付金」を「減収補**塡**特例交付金」に改め、同条第二項中

| | |
|---|---|
| 「十二の二　地方特例交付金　1　児童手当及び子ども手当特例交付金　2　減収補てん特例交付金 | を　「十二の二　減収補**塡**特例交付金 |

」

当該年度について地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第三条第三項の規定により算定した児童手当及び子ども手当特例交付金の額を「減収補**塡**特例交付金の額」に、「減収補てん特例交付金総額」を「減収補**塡**特例交付金総額」に改め、同条第二項中「減収補てん特例交付金の」を「減収補**塡**特例交付金の」に、「減収補てん特例

当該年度について地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第三条第三項の規定により算定した児童手当及び子ども手当特例交付金の額を「減収補**塡**特例交付金の額」に、「減収補てん特例交付金総額」を「減収補**塡**特例交付金総額」に改め、同条第二項中「減収補てん特例交付金の」を「減収補**塡**特例交付金の」に、「減収補てん特例